

令和8年度4月採用 四日市市会計年度任用職員フルタイム (人権文化まちづくり担当) 採用試験要項

1. 募集職種及び採用予定人数

募集職種 四日市市会計年度任用職員フルタイム(人権文化まちづくり担当)
採用予定人数 3人程度

2. 採用予定日 令和8年4月1日

3. 受験資格 次の(1)～(5)の条件を満たす人

- (1) 昭和40年4月2日以降に生まれた人
- (2) 地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない人
- (3) 外国籍の人は、永住者または特別永住者の在留資格を有する人
- (4) 人権問題に関する知識を有し、人権啓発等に関心がある人
- (5) パソコン(ワード・エクセル)を使用できる人

4. 主な業務等

主な業務

- (1) 人権文化推進団体等の育成・自立支援
- (2) 人権まちづくり団体の育成・自立支援
- (3) 各ブロック・各地区の人権教育・啓発推進組織の育成・自立支援
- (4) 支援を要する住民の相談・自立支援
- (5) 人権教育・学習・啓発の推進
- (6) 上記にかかる事務処理

業務にあたって

- (1) 採用後、人権・同和行政に関する研修、相談に関する研修等を受講していただきます
- (2) 業務として、地域活動に参加していただきます
- (3) パソコンを使って文書作成・事務をしていただきます
- (4) 業務に関連して、車での移動が必要になることがあります

5. 試験日及び会場 令和8年2月8日(日)

四日市市総合会館 6階 集団学習室(住所:四日市市諏訪町2-2)

6. 試験内容(予定)

試験科目	内 容	
事務能力基礎試験	国語(日本語)能力、数的処理能力についての試験 (択一式)を行います	50分
適性検査	主として職務遂行上必要な資質及び組織への適応性について測定する検査を行います	50分
小論文	人権に関するテーマで小論文試験を実施します	60分
面接試験	人物及び職務に対する適応性等の総合評価を行います	

* 試験日には、後日送付する受験票、鉛筆(BまたはHB)数本、消しゴム及びボールペンなどの筆記用具を持参してください

* 合格者には、所定の期間内に健康診断を受診していただきます

7. 合格発表

試験の結果発表 令和8年3月初旬の予定…郵送で本人に通知します

8. 受験手続

(1) 提出書類

- ア 受験申込書 1部 (市規定用紙。3ヵ月以内に撮影した上半身・脱帽の写真[たて40mm×よこ30mm]を貼ること。学歴・職歴欄には、最終学歴と現在にいたる経歴を記載すること)
- イ 受験票 1枚 (市規定用紙。受験申込書と同一写真を貼り、受験申込書から離さないこと)
- ウ 封筒(定型) 2通 (長形3号。受験票送付用、試験結果送付用。あて名を明記して110円分の切手をそれぞれに貼ること)
- エ 在留資格を証する書類(住民票など) 1部(外国籍の人のみ)
※ 住民票はマイナンバーの記載のないものとする

(2) 提出先

四日市市 総務部 人権センター 〒510-0085 四日市市諏訪町2番2号 四日市市総合会館7階

(3) 受付期間

令和7年12月18日(木)～令和8年1月27日(火) 必着

- * 郵送の場合は、封筒に「受験申込書在中」と朱書きし、受付期間内に到着するようにしてください。(郵送の場合でも締切日までの到着分のみ有効とします)
- * 持参の場合は、月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分までとします。(ただし、祝日及び12月29日～1月3日を除く)
- * 受験に際して取得した個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。
なお、提出書類は返却しません。

9. 試験結果の提供

この試験に不合格になった人で希望者には、総合順位と総合得点をお知らせします。

- (1) 期間 合格発表日から1か月間
(2) 場所 四日市市 総務部 人権センター
(3) 請求方法 受験者本人が、受験票又は本人確認書類(運転免許証等)を持参の上直接申し出る

10. 受験についての問い合わせ

四日市市 総務部 人権センター TEL 059-354-8609 FAX 059-354-8611

■■勤務条件(令和8年4月予定)

- (1) 初任給 215,602円 (金額は地域手当(9%)を含む)
☆ 前職歴に応じて初任給へ加算する場合があります。(同職種の前職がある場合に限ります)
☆ 諸手当として通勤手当、地域手当、期末・勤勉手当(4.6ヶ月分)、退職手当などが支給されます。
☆ 民間給与の動向に応じて改定される国家公務員給与に準拠して給与改定があります。
- (2) 勤務場所 人権センター、人権プラザ小牧、人権プラザ神前、人権プラザ赤堀、人権プラザ天白のいずれか
- (3) 勤務時間等 1週あたり38.75時間、原則として祝日を除く月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分。
(ただし、夜間・土日祝日に勤務がある場合があります)
- (4) 休暇 年次有給休暇が年間20日あり、残日数がある場合は翌年度に繰り越すことができます。
その他、結婚休暇、出産補助休暇など規則で定められた休暇があります。
- (5) 任用期間及び再度の任用
採用の日から同日の属する会計年度の末日を限度とする。(令和9年3月31日)
(勤務実績に基づく能力の実証により再度の任用あり。ただし、最長令和11年3月31日まで。)
(その後2年間は選考による再度の任用あり。ただし、最長令和13年3月31日まで。なお、受験年度の年度末年齢が60歳の人は、63歳を超えての選考による再度の任用はありません。)

■■参考

地方公務員法第16条(欠格条項)

- 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。
- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立する政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者